

# 農林漁業の経営者が利用可能な新型コロナ対策

令和2年4月7日閣議決定に係る政府公表資料等をもとに作成

- ★新型コロナウイルス感染症に伴う政府等の経済対策のうち、農林漁業の経営者が利用できる主な支援制度を紹介します。
- ★農林漁業の経営形態によって対象になる支援策が異なりますので、詳細については各問合せ先あてご確認ください。

## 常時雇用している農林漁業経営者への支援

### 1 雇用の維持(厚生労働省)

#### (1) 雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金(特例措置)(4/1~6/30)

##### ① 概要

「新型コロナウイルス感染症の影響」により、「事業活動の縮小」を余儀なくされた場合に、その雇用する対象労働者の雇用の維持を図るために、「労使間の協定」に基づき「雇用調整(休業等)」を実施する事業主に対して支給されます。また、雇用保険又は労災保険に加入していない事業主(暫定任意適用事業所の事業主)も対象となります。さらに、雇用保険被保険者でない者(非正規雇用労働者)も対象となります。

##### ② 助成金額

労働者の雇用の維持を図るために、休業、教育訓練又は出向を実施した場合に事業主が対象労働者に支払った休業手当等に相当する金額

##### ③ 助成率

中小企業 9/10、大企業 3/4 (解雇等を行う場合は中小企業 4/5、大企業 2/3)

##### ④ 問合せ先

最寄りのハローワークまで

### 2 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援(経済産業省)

## 売上げが減少した農林漁業経営者への支援

#### (1) 持続化給付金(仮称:政府において詳細検討中)

##### ① 概要

新型コロナウイルス感染症の影響により売上減少 50%以上(前年同月比)が生じた中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等その他各種法人等に対して支給されます。

##### ② 給付金額

(前年の総売上(事業収入)) - (前年同月比▲50%月の売上×12月)

※上限額…法人:200万円以内、個人事業者等:100万円以内

(詳細な条件や申請方法等については、決定次第速やかに公表)

##### ③ 問合せ先

中小企業庁 中小企業 金融・給付金相談窓口 TEL:0570-783183

(受付時間:平日・土日祝日ともに、9時00分~17時00分)

山形県産業労働部中小企業振興課 TEL:023-630-2393、2354

## 販路開拓を目指す農林漁業経営者への支援

#### (2) 中小企業生産性革命推進事業(小規模事業者持続化補助金)

##### ① 概要

新型コロナウイルス感染症による経営上の影響(従業員等の罹患による直接的な影響、感染症に起因した売上減少による間接的な影響)を受けながらも販路開拓等に取り組む事業者に対し支援します。

##### ② 補助金額

販路開拓又は業務効率化の取組に要する費用の2/3(上限は最大100万円)

##### ③ 問合せ先

山形県商工会連合会 小規模事業者持続化補助金 事務局 TEL:023-646-7211



## 農林漁業者向け金融支援策

(令和2年4月20日時点)

資金名		資金概要	新型コロナウイルス対策	問合せ先
日本政策金融公庫資金	農林漁業セーフティネット資金	災害や経営環境の変化等により一時的に経営状況が悪化した農林漁業者に対する運転資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸付金利の<u>5年間無利子化</u> ※1</li> <li><u>実質無担保・無保証</u></li> <li>貸付限度額の増(600万円→<u>1,200万円</u>) ※2</li> </ul>	日本政策金融公庫山形支店農林水産事業(023-625-6135)又はお近くのJAバンク等の金融機関
	農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)	認定農業者が経営改善のために必要な長期資金(設備も長期運転資金も可)	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸付金利の<u>5年間無利子化</u></li> <li><u>実質無担保・無保証</u></li> </ul>	
	経営体育成強化資金	認定農業者以外の担い手が利用する経営改善のための一般的な長期資金(設備も長期運転資金も可)		
その他	農業近代化資金	認定農業者等が経営改善のために必要な長期資金(設備も長期運転資金も可)	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸付金利の<u>5年間無利子化</u></li> <li><u>保証料5年間免除</u></li> </ul>	お近くのJAバンク等の金融機関又は山形県※4
	漁業近代化資金	漁業者等の資本装備の高度化に必要な資金(漁船建造・漁具などの設備投資の他、えさなども対象)		山形県漁業協同組合(0234-24-5613)又は山形県※5
	農業経営負担軽減支援資金	負債整理資金(金利が5%以内の農業制度資金の借換は対象外)	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸付金利は<u>無利子</u> ※3</li> <li><u>保証料5年間免除</u></li> </ul>	お近くのJAバンク等又は山形県※4

※1 林業の方は貸付当初10年間の実質無利子化制度あり。

※2 簿記記帳を行っている方に限り、経営規模等から融資限度額の引き上げが必要と認められる場合は年間運営費等の12/12(従来は6/12)に相当する額まで融資可能です。

※3 国の制度では貸付5年間無利子ですが、山形県では全期間無利子です。

※4 山形県農業経営・担い手支援課(023-630-3088)、山形県各総合支庁農業振興課(村山023-621-8397 最上0233-29-1314 置賜0238-26-6049 庄内0235-66-5497)

※5 山形県農業経営・担い手支援課(023-630-3088)、山形県庄内総合支庁水産振興課(0234-24-6161)

### <参考> その他公共料金など

- 公共料金 …①上水道・下水道、②NHK、③電気、④ガス、⑤固定電話・携帯電話  
支払い猶予や供給停止の猶予などの柔軟な対応を行うよう、政府が関係事業者へ要請中。
- 社会保険料…①健康保険、②国民健康保険、③厚生年金  
厚生年金保険料等に関する換価の猶予や納付の猶予、国民健康保険の保険料徴収猶予等を受けられます。

固定資産税の軽減など税制面の支援もあります。詳細については市町村にお問い合わせください。